

上天草市立中学校における
休日の部活動地域移行実施計画

上天草市教育委員会

令和7年3月

第1 基本理念

上天草市における地域クラブの活動は、次のことを基本理念として実施する。

- 1 学校部活動が有している、生徒の自主性・自発性に基づく、異年齢との交流を通じた多様な学びの場としての教育的意義を継承・発展させるものであり、中学生の心身の健全育成を目的とし、中学生の望ましい成長に資する活動であること。
- 2 地域において、中学生が将来にわたりスポーツ・文化活動に等しく、継続して親しむことができる機会を提供する持続可能なものであり、地域におけるスポーツ・文化の振興に資する活動であること。

第2 地域クラブの活動の在り方

1 位置付け

地域クラブの活動は、学校教育課程外の活動であり、社会教育法上の一環として位置付ける。

2 地域クラブ

地域クラブは、上天草市教育委員会が別に定める規定により認定された団体とする。

3 対象者

希望する市内在住の全ての中学生とする。

4 休日の定義

地域クラブが活動する休日とは、土曜日、日曜日及び祝日をいう。

5 実施体制

地域クラブの活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

(1) 上天草市教育委員会

上天草市中学校部活動地域移行検討協議会を設置し、市の実情に応じた休日の部活動の地域移行を推進する。

休日の部活動地域移行後の運営を総括的に管理し、スポーツ・文化協会及び総合型地域スポーツクラブ並びに文化団体の活動を支援（事務・活動補助等）することで、中学生のスポーツ・文化環境を整備するとともに教職員の業務負担軽減及びスポーツ・文化活動の活性化を図る。

(2) スポーツ・文化協会

休日の部活動地域移行の推進に関し、関係機関（教育委員会、総合型地域ス

スポーツクラブ・文化団体及び学校間）との調整を図る休日の部活動地域移行推進運営事務局となる。

事務局には「総括コーディネーター」を配置し、部活動地域移行推進会議の開催や全体活動計画の作成、地域クラブの認定、指導者バンクの登録、指導者研修会の開催、広報活動、アンケート等調査、緊急対応・報告等の業務を実施する。

(3) 総合型地域スポーツクラブ・文化団体

休日の部活動地域移行実施機関となり、「活動コーディネーター」を配置し、地域クラブの活動体制の整備、各地域クラブの活動計画等の作成支援、指導者の配置、生徒及び指導者の各種保険制度への加入、会費徴収や指導者謝礼の支払い、地域関係機関との連絡調整、活動場所の調整、指導者や保護者への連絡調整、緊急対応・報告等の業務を実施する。

6 活動場所

- (1) 地域クラブの活動は、学校施設を基本の活動場所とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設を活動場所とする。
- (2) 市は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は関係機関と必要な調整を行う。

7 参加費等

- (1) 地域クラブの維持・運営に要する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- (2) 総合型地域スポーツクラブ・文化団体は、地域クラブの維持・運営に要する費用のうち指導者謝金、保険料等に充てるため参加費を集金する。なお、参加費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- (3) 指導者への謝金は上天草市立中学校部活動指導員設置要綱第4条に規定された額を準用し、時間額として1,100円とする
- (4) 市は、参加費の低廉化等を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

8 保険の加入

- (1) 地域クラブの活動の参加者、指導に携わる指導者は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- (2) 総合型地域スポーツクラブ・文化団体は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者や参加者に対して指定する保険の加入を義務付ける。

9 適切な指導の実施

地域クラブの活動においては次のとおり指導を実施する。

- (1) 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- (2) 参加者との十分なコミュニケーションを図り、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- (3) 競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

10 適切な休養日等の設定

地域クラブの活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守する。

- (1) 1週間当たりの休日のうち、少なくとも1日以上を休養日とする。
- (2) 大会参加等で活動し、1日以上休養日を設けることができない場合は、休養日を他の週の休日に振り替える。
- (3) 1日の活動時間は3時間以内とする。
- (4) 中学校の長期休業中は、参加者が十分な休養を取ることができるよう、部活動の顧問等と協議し、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (5) 休養日及び活動時間等の設定に当たっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後に一定期間の休養日を設けるなどの対応を行う。

第3 指導者の要件

- 1 地域クラブの活動において指導することができる指導者は、スポーツ協会が実施する研修を受講し、市の指導者バンクに登録された者であること。
- 2 指導者は、スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブが実施する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めることとする。
- 3 教職員が地域クラブの指導を行う場合、兼職兼業を認められた者であること。
- 4 指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合は、総括コーディネーター及び教育委員会が対応することとする。

第4 中学校との連携等

- 1 地域クラブとその活動エリア内の中学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体で中学生が健全に成長できるよう支援する。
- 2 スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ・文化団体は、総括コーディネーターと連携し、地域クラブの活動が前記第2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブの取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- 3 中学校長は、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化活動の内容等を生徒や保護者に周知する。
- 4 学校部活動の地域移行が完了するまでの間は、地域クラブの指導者と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行う。

第5 近隣市町との連携

地理的な条件等により市内の希望する地域クラブの活動に参加することが困難な生徒が地域クラブの活動に参加する機会を確保するために、近隣市町と連携し、相互利用の環境を整備する。

第6 大会等への参加

- 1 引率者
地域クラブの活動における大会等の引率は、地域クラブの指導者等が行う。
- 2 参加する大会等の精査
参加する大会等は、中学生及び指導者の負担が過度とならないことを考慮して精査する。
- 3 大会等に対する支援
市は、地域クラブが大会等に参加する場合には、必要に応じて参加者に対する助成や大会等に対する後援、公共施設の貸与等の支援を行う。